

大仙市変動型最低制限価格取扱要綱の運用について

大仙市変動型最低制限価格取扱要綱の運用について次のとおり定める。

- 1 第4条第2項を適用する「工事・業務等の性格上前項の規定により難しいもの」の解釈は、工事及び建設コンサルタント業務等のうち、次の各号のいずれかに適合するものとする。
 - (1) 正規の積算基準に基づかない、見積等により予定価格を定めた案件
 - (2) 格付工種以外の専門工種で、参加資格を格付外業者とする案件

- 2 第4条第2項を適用する「工事・業務等の性格上前項の規定により難しいもの」の解釈は、請負契約が「仕事の完成」を目的とした契約であることから、次の各号のいずれかに適合するものとする。
 - (1) 建築物、構造物等の修繕
 - (2) 印刷製本業務
 - (3) 製作を目的とする業務委託
 - (4) 除草、塵芥除去、植物管理等の業務委託（完成時の形状に責任を負うもの）

- 3 業務委託契約のうち、以下の案件については一定の行為の遂行を目的とした委任契約であるため、原則として最低制限価格は適用しない。
 - (1) 長期継続契約に該当する業務委託
 - (2) 長期継続契約に準ずる一定期間継続的に繰り返し行う業務委託

(平成23年4月1日施行)

(平成29年7月1日施行)